

議案第125号

大口町印鑑条例の一部改正について

大口町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年12月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限が見直され、印鑑登録ができない方の要件が変更されたこと等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町印鑑条例の一部を改正する条例

大口町印鑑条例（昭和51年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改め、同条第2項第2号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改める。

第5条第3項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第6号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第3項中「磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を「磁気ディスク」に改める。

第11条第1項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、同項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第4号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第14条第1項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町印鑑条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本町が備える住民基本台帳に記録されているものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に<u>記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に<u>旧氏の記載がされている場合</u>にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民</p>	<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本町の住民基本台帳に記録されているものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に<u>記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に<u>旧氏が記録されている場合</u>にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票</p>

新	旧
<p>票に通称の記載がされている場合にあつては<u>氏名及び当該通称</u>)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に<u>記載がされている氏名</u>のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、印影と印影以外の事項とを別葉の印鑑登録原票に登録することができるものとする。この場合において、印影以外の事項を登録した印鑑登録原票については<u>磁気ディスク</u>をもって調整することができるものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って<u>磁気ディスク</u>に記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。次項において同じ。）について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名（<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏</u>、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては<u>氏名及び当該通称</u>）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に<u>記載がされている氏名</u>のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので</p>	<p>に通称が記録されている場合にあつては、<u>氏名及び通称</u>)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に<u>記録されている氏名</u>のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、印影と印影以外の事項とを別葉の印鑑登録原票に登録することができるものとする。この場合において、印影以外の事項を登録した印鑑登録原票については<u>磁気テープ</u>（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調整することができるものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って<u>磁気テープ</u>に記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。次項において同じ。）について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が<u>記録されている場合にあつては、氏名及び通称</u>）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に<u>記録されている氏名</u>のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表</p>

新	旧
<p>表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2・3 略</p> <p>(印鑑の登録の抹消)</p> <p>第14条 町長は、印鑑の登録を受けている者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したこと又は外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。以下同じ。)、その他その者に係る当該印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。ただし、氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した場合において、登録されている印影を変更する必要のないときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2・3 略</p> <p>(印鑑の登録の抹消)</p> <p>第14条 町長は、印鑑の登録を受けている者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。)若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したこと又は外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。以下同じ。)、その他その者に係る当該印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。ただし、氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した場合において、登録されている印影を変更する必要のないときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>

改 正 要 旨

1 改正の理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、成年被後見人の一律な権利制限が見直しされました。このことにより、「成年被後見人」の方を一律に印鑑登録することができない方とするのではなく、その方の意思能力※に応じて個別に判断することとするため、本条例を改正します。

※意思能力とは

自分の行為の結果を認識、判断できる精神的能力のこと。

2 施行期日

公布の日から施行します。